

令和2年第10回教育委員会議事録

令和2年6月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年6月24日（水）午後2時03分～午後2時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃
教育人事企画課長

生涯学習担当部長 安藤 利貞 庶務課長 都筑 公嗣
中央図書館館長
中央図書館次長

学務課長 村野 貴弘

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 春日 隆平

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第68号 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則
- 議案第69号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第70号 杉並区教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

- (1) 区立学校教育管理職の人事異動について（令和2年6月16日付け）
- (2) 区立小中学校の臨時休業に伴う就学援助について
- (3) 令和2年度の宿泊を伴う学校行事の中止・延期について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

- 議案第68号 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則・・・4
- 議案第69号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について・・・6
- 議案第70号 杉並区教育委員会幹部職員の任命について・・・13

報告事項

- (1) 区立学校教育管理職の人事異動について（令和2年6月16日付け）・・・7
- (2) 区立小中学校の臨時休業に伴う就学援助について・・・7
- (3) 令和2年度の宿泊を伴う学校行事の中止・延期について・・・9
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・12

教育長 定刻を過ぎてしまいました。申し訳ありません。

ただいまから令和2年第10回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員から欠席とのご連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、本日の会議を進めさせていただきます。

議事進行に先立ち、皆様にお知らせをいたします。久保田委員におかれましては、委員任期満了に伴い6月17日付けで、改めて区長から教育委員として任命されました。

本日は任命後、最初の教育委員会となりますので、久保田委員から一言ご挨拶いただきたいと思います。お願いいたします。

久保田委員 皆様、こんにちは。気持ちも新たに、改めてこれからも杉並区の教育のために微力ながら全力で頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項4件を予定してございます。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第70号につきましては人事に関する案件でございます。したがって、議案第70号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第68号「杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

区は、「杉並区教育振興基本計画審議会条例」を制定し、新たな教育ビジョンの策定に関し、必要な事項を調査審議する教育委員会の附属機関として、「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置することとしたところでございます。この条例の施行に関して、必要な事項を定める必要があるため、規則を制定するものでございます。

それでは、規則の内容についてご説明を申し上げます。1枚議案をおめくりください。

題名は、「杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則」としてございます。

第1条は、この規則の趣旨を、第2条は、会議の招集に当たり、会長は委員に通知をしなければならない旨を定めてございます。

第3条は、会議録に関する規定でございまして、会議録に記載する事項のほか、会議録の公表は区公式ホームページへの掲載により行うことと定めてございます。

第4条は、審議会の庶務を、また第5条は、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定めることを定めてございます。

最後に、附則でございます。裏面をご覧ください。施行期日は、条例の施行に合わせて、令和2年7月1日から施行することとし、審議会の答申が行われた日の翌日にその効力を失うこととしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

教育長 教育振興基本計画、いわゆるビジョンだと思っておりますけれども、コロナでいろいろなことがずれ込んでいってしまっていると思っておりますけれども、このあたりのスケジュール感というのはどのような予定なのでしょう。

庶務課長 ビジョンの審議会についてですが、区長部局でも、今回同じくして新たな基本構想の審議に入っていきます。こちらのほうが約3か月遅れてございます。

教育委員会では、その基本構想との整合性を図るといった立場から、区長部局が遅れると、その分、我々も少し遅れてスタートせざるを得ません。といいますのは、基本構想との整合性の中で、さらに詳細に見て

いくと、子ども教育等を語る分科会というのが遅れて出発していくということなので、そんな動きを勘案しながら、少し遅れていきますが、第1回目はできるだけ早くと思ひまして、10月の末から11月の頭、そんなところからスケジュールを組み直してございます。

教育長 ということは、基本構想に連動して作っていくということ。その考え方に変わりはないということですか。

庶務課長 変わりはありません。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第68号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第68号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第69号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程いたします。

中央図書館館長からご説明をいたします。

中央図書館館長 私からは「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」ご説明したいと思います。

今回の委嘱につきましては、杉並区立中学校校長会の会務分担の変更により新たに委嘱するというものでございます。

杉並区立松溪中学校校長の赤荻千恵子氏を今回新たに委嘱するというものでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第69号につきましては原案のとおり

可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。先ほど冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項1番、2番、3番については事務局よりご説明いただき、4番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にご意見ないようですので、報告事項1番、2番、3番については事務局より説明を受け、報告事項4番の説明については配布資料をもって代えることといたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「区立学校教育管理職の人事異動について（令和2年6月16日付け）」について、教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私からは、区立学校の学校管理職の人事異動が令和2年6月16日付けで行われましたので、ご報告いたします。

世田谷区立松沢中学校主幹教諭の小川隆一が、6月16日付けで、昇任で杉並区立松溪中学校副校長として着任いたしました。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長 年度途中の昇任で、多分本人も非常に不安な中、来たと思うのですけれども、副校長校務支援員というのをたしか杉並区はつけていると思うのですけれども、この人にはつくのでしょうか。

教育人事企画課長 現在、副校長校務支援員を1名つけてサポートしているところでございます。

庶務課長 よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、それでは報告事項の2番に移りたいと思います。「区立小中学校の臨時休業に伴う就学援助について」学務課長からご説明いたします。

学務課長 では、私からは「区立小中学校の臨時休業に伴う就学援助について」ご報告させていただきます。この報告につきましては、大変恐縮

ですけれども、前回6月11日の教育委員会において、補正予算の議案の中でご説明させていただいた内容でございます。学校の臨時休業に伴いまして給食の提供もできていない状況があったわけですが、低所得者世帯の児童・生徒を支援するため、就学援助認定者に対し、臨時休業期間中の昼食代相当額を補助するという内容でございます。昼食代支援費につきましましては、補助額1人1日500円となっております。ただし、要保護者（生活保護受給者で教育扶助を受けている者）については、生活保護の教育扶助の給食費が出ていますので、それを除いた額を補助させていただくということになっております。支給対象者は3,600人程度を想定しておりまして、内訳としては、要保護者200人程度、準要保護者3,400人程度でございます。支給日数は小学校と中学校で給食を実施する日数が違っていましたので、1日ずれております。

支給方法は、就学援助受給申請に基づき、就学援助認定者に支給を行います。就学援助の申請につきましましては、通常であると4月に申請書をお配りして、4月中に回収して認定させていただいていたのですが、学校が臨時休業だったので、申請書はお配りしたのですが、回収を遅らせておりますので、6月30日までに申請いただいたものを対象とさせていただくことを考えております。

通常ですと、就学援助の支給というのは、6月に税が確定しますので、それに基づいて認定する形なのですが、今年は申請を行う時期がずれています。通常の年でいうと、支給月というのは一番最初は7月なのですが、認定作業を今、行っている状況ですので、8月末に第1回目の支給を考えております。

なお、こちらにつきましましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定でございます。

就学援助の認定の遡及については、今、説明させていただいたとおり、6月末日までに申請があったものを4月に申請があったという形で遡及して認定する予定でございます。

説明は以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

伊井委員 この間のご尽力について、本当に心から御礼申し上げるところです。

このことについては、対象となる方々についてどのような形でお知らせするとか、もう既にご存じでいらっしゃるのかどうか、教えていただけたらありがたいです。

学務課長 これらにつきましては、6月15日に区長記者会見を行いまして、議会の議決も通っておりますので、今、周知しているような形です。記者会見のほうでもご説明させていただいておりますので、区の公式ホームページでもお知らせしているような状況でございます。

また、保護者の皆様には、今、申請を頂いておりますので、通常の就学援助の認定がされた方については、また、改めてお知らせするような形になることを考えてございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、報告事項3番「令和2年度の宿泊を伴う学校行事の中止・延期について」を、引き続き学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 「令和2年度の宿泊を伴う学校行事の中止・延期について」この間、いろいろ検討してまいりました。教育委員の皆様にも前回の教育委員会が終わった後、ご意見を頂きましたけれども、できれば小学校の移動教室は実施できないかということで、1学期分についてはできないだろうから、2学期以降に延期して、どうにか実施できないかということを検討しておりました。ただ、なかなか今の状況で実施することについては課題が多いということで、教育委員会としましては、学校の校長会や校長会を通じた保護者の意見、あるいは教育委員の皆様のご意見も含めまして、今の状況で判断すると密な環境の改善が困難なこと、また、現地での発症者に対する体制が不十分なこと、あと、他の自治体の状況も踏まえて、今回は中止することとさせていただきました。

また、資料の2に書いてあるのですけれども、宿泊行事のうち、4月から7月に実施予定だった中学1年生を対象とするフレンドシップスクールは、既に中止をさせていただいております。さらに今回、小学5年生、6年生を対象とする富士移動教室、弓ヶ浜移動教室についても、中止とする判断をしたものです。

なお、2学期以降の実施を予定している中学校移動教室、これはスキーのことなのですけれども、こちらについては今のところ実施する予定で検討しております。

また、修学旅行につきましては、1学期は延期させていただいて、2学期または3学期に実施する方向で、検討しているような状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 この間の状況を見る中で、やはりフレンドシップスクール、5・6年生の移動教室の中止というのはやむを得ないかなと思いました。

そして、2学期以降のここに書かれている中学校の移動教室や修学旅行については、今後の推移を見ながら慎重に判断していくことになろうかと思えます。またその辺もどうぞよろしくお願いいたします。

別件でお聞きしたいことがあるのですが、今、学校再開をして、分散登校から通常授業ということで進んできておりまして、特段大きな問題等は伺ってないように思うのですが、実際に通常授業で、先週、そして今週と続いてきている中で、各学校から問題あるいは要望、課題等が出されているかどうか、もしありましたら、教えていただければと思います。

教育政策担当部長 特に大きな要望等はこちらのほうには来ていません。私も学校訪問をさせていただいておりますけれども、校長からは、子どもたちは元気に来ているよとか、教員も本当に子どもたちに会えて、喜びながらやっているという話を聞いています。

学習面については、急いでやらなければいけないようなところも見えておりますが、校長からは焦ることはないよということも言いながら、落ち着いた学校生活を心がけてやられているように感じております。

特に注意しているところとしては、やはり3密です。15日から一斉指導が始まっておりますけれども、そこには注意を払いながら学校生活を送っているという状況でございます。

庶務課長 また、学校の運営につきましては、今日の午前中に役員校長会とお話をする中で、学校の安全確保という意味で、少し市場が落ち着きを見せながらも、マスク、消毒剤等の品物が入りやすいという状況では決してないので、備蓄という言い方を校長はしてはいましたけれども、蓄えなり用意ということは欠かさずにやっていきたいと、そういった高い意識を持って取り組んでいただけているということが分かっておりま

す。教育委員会としても、しっかりと連携をしていきたいと思っております。

学務課長 定期健康診断というのは、本来は6月30日までに法定健診なのでやらなければいけないのですけれども、当初、2学期以降にという形で予定をしていました。学校再開が6月からできたということで、医師会とも相談させていただいて、やはり定期健康診断は早めにやったほうがいだろうということで、6月の中頃から進めてくださいということで、医師会や校医、学校歯科医師会と協議し、一度遅らせたのですけれども、また早めるという形で今、進めている状況です。

それに伴いまして、3密をなるべく避けるような健康診断ということとで、医師会からはアイシールドを用意してくださいとか、フェイスガードを用意してくださいとか、アルコール消毒液を用意してくださいとか、そういう要望に対応をして、なるべく早く子どもの健康診断を行うよう、学校とも協力しながらやっているような状況でございます。

教育長 長く学校が休業になって、もちろん緊急事態宣言が発令され、国全体としても自粛しなければならないということは、未知の感染症ということでやむを得ない部分があると思います。それが少し収束とは言わないけれども、落ち着きが見られてきたことから、緊急事態宣言も解除され、そして6月から学校が再開しました。

いろいろな学校で話を聞いたり、一部の保護者からもお話を聞いたりすると、やっぱり一番心配だったのは子どもの心と勉強です。どこかのコマーシャルにもありますけれども、勉強は取り返すことが幾らでもできる。だけど、子どもたちが心に背負っているものというのは、なかなか取り返すことが難しいとよく言われています。

小児科学会がこれまで論文を出しましたがけれども、今回の休校というのがどれだけ子どもにとって効果があったのか、あるいはマイナスの影響があったのかといったときに、子どもは感染能力が非常に低いと小児科のお医者さんたちは言っていて、ですから、学校を休校にしたということが悪かったとは全く思っていないけれども、ただ、子どもたちに与えたダメージはもっと大きいのではないかという論文を発表しています。

そういうふうに考えたときに、杉並区は先週ぐらいから授業を始めていると思うのですが、不安な面はたくさんあるというご意見を頂いています。もちろん、学校は手洗い、うがい、マスクをする、それからでき

るだけ密にならないという対策はとってやっているのですけれども、私は、子どもたちを今までの生活に少しでも戻せるようにしていきたいなと、早く戻していきたいなと考えています。もちろん安全をないがしろにするわけにはいかないのです、いろいろ考えていくのですけれども、今回、小学校の移動教室の中止も、悩みに悩んで多分こういうふうになったのだと思います。まだ、先の行事、修学旅行があり、中学校の移動教室があり、これ以外にも小笠原があつたり、名寄があつたりとか、教育委員会が抱えている事業が幾つもあり、それ以外に学校が抱えている、いわゆる校外学習というものがあり、運動会や学芸会や学習発表会などがあります。これらの事業を、コロナだからと、何でもかんでも潰していってしまうのは、学校が再開してうれしいことだけれども、子どもたちにとって大きな学びの機会を逸してしまうということになりかねない。

ですから、安全を最低限の条件ではあるけれども守りつつ、学校の教育活動をできるだけ戻していく方向にぜひ進めていきたいなと、そういうふうをお願いしたいなと思っています。

学校もそういう意識でいるけれども、様々な考えの保護者の方がいらっしゃる。これはもう事実ですし、どうしても怖くて出せませんという家庭も多分あると思うのです。そういうところは個別対応していただくにしても、しかし絶対的に学校を元に戻していく努力、それはまさに学校の意義であり、価値であるのだらうなと思いますので、ぜひ今後も、何でもかんでも中止という考えではなくて、できるだけどうしたらできるのだらうという考えを持って進めていただけるとうれしいなと思います。以上です。

庶務課長 ありがとうございます。それでは、報告事項の3番につきましては以上とさせていただきます。

報告事項4番の説明につきましては、配布させていただいた資料をもって代えさせていただきますので、以上で報告事項の聴取を終わりたいと思います。

教育長 それでは、冒頭で決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定ですけれども、次回の定例会は7月8日水曜日、午後2時からとさせていただきます。どうぞよろしくお

願いたします。以上でございます。

教育長 それでは、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

(傍聴者 退室)

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第70号「杉並区教育委員会幹部職員の任命について」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

令和2年7月1日付けの「杉並区教育委員会幹部職員の任命について」でございます。

生涯学習担当部長につきましては、教育委員会事務局次長の田中哲が兼務するものでございます。

次に、杉並区立中央図書館館長につきましては、学校整備担当部長の中村一郎が兼務するものでございます。

最後に、杉並区立中央図書館次長につきましては、生涯学習推進課長の本橋宏己が兼務するものでございます。

提案理由でございますが、人事異動等に伴い新たに任命する必要があるものでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第70号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第70号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。